

京都大学	博士 (法 学)	氏名	佐 藤 団
論文題目	マクデブルクの参審人団ードイツ中世都市法についての制度的研究ー		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、ドイツ中世都市法を代表するマクデブルク都市法の担い手たる参審人団を4章に分けて分析し、その研究史に新たな地平を切り開こうとするものである。</p> <p>まず「はじめに」において、17世紀の火災に起因する関連法史料の少なさ、政治状況を背景とする19～20世紀における研究の隆盛とその特徴、そして近時のEUの東方拡大に伴う研究の活発化等を指摘しつつ、研究史の検討から解明されるべき問題点が析出される。すなわち、マクデブルク法及びそれに基づく判決・判断が伝えられた先の諸都市の残存法史料からマクデブルク市本体の法や制度を再構成するだけでなく、再発見・新発見された伝存法史料や非法学文献をも利用して、まだ解明されていないマクデブルク参審人団の歴史的変遷の全体像、参審人の出自の解明による参審人団と都市参事会との関係、参審人団の制度と実態、参審人団消滅原因への疑問と新たな視点を、それぞれ提示することがそれである。</p> <p>第1章においては、13世紀以降を分析対象としてきた従来の多くのマクデブルク法研究に対し、12世紀から考察を始める必要があることを説いた上で、12世紀から17世紀末のその消滅に至るまでの中で、12世紀に存在し始める参審人とその制度化、都市参事会や都市君主等との対抗関係における参審人団の位置づけ、そして特に宗教改革に着目した17世紀の衰退まで、その全体像を提示しようとする。</p> <p>第2章は、従来の研究史において等閑に付されてきた参審人の出自を非法学文献、特に学籍簿を調査することを通してプロソポグラフィーの手法で詳細に検討し、従来、対立関係にあるとみられてきた参審人団と都市参事会とが出身階層や家系を同一とするものが多く、同一人物が二つの団体の構成員を経験する場合さえあったことを明らかにする。そして、この基礎史料を、家系や法学部卒業等の要素を入れて参審人経験者一覧表として提示する。</p> <p>さらに、参審人団の選出要件や任期等の制度と実態の解明を目指す第3章では、マクデブルクの参審人団が、判決発見の際、都市ごとに異なる都市参事会制定のヴィルキュアと呼称される規則ではなく、「書かれた法」たるザクセン法を一貫して拠り所としたこと、彼らが皇帝大権の下に置かれていたこと、それゆえに彼らは職権によりいかなる者の証人にもなることができる等諸特権を有していたこと、そしてこれらがひいてはマクデブルク参審人団の権威を高め、広範囲に広がったマクデブルク法圏の形成につながったこと、が明らかにされる。</p>			

このような特徴を有するマクデブルク参審人団は17世紀末に消滅してしまうが、その原因を探るのが第4章である。従来はローマ法の影響や領封政策の進行が消滅原因として挙げられてきたが、そのうちでローマ法の影響については第2章で明らかにされたように、ローマ法を学んだ法学部卒業生、すなわち法学博士がすでに参審人団を構成するようになっていたことから、それは決定的な原因とはならないのではないかとの疑問を提示する。そして、むしろ宗教改革の中でプロテスタント都市となったマクデブルクの立場に注目し、神聖ローマ帝国皇帝とその擁護派たちのカトリックと相容れないことが消滅の決定的な原因となったと考えるべきではないかとする。

そして最後に「おわりに」において、以上の検討からして、「時代に遅れた参審人団」であるが故にマクデブルク参審人団は消滅したとの考えは修正ないし相対化が必要であると結論づける。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、ドイツ中世都市法を代表するマクデブルク都市法の担い手たる参審人団研究に新たな地平を切り開こうとする意欲作である。

何より評価すべきは、従来本研究に利用されていなかったマクデブルク市他の市文書館所蔵の非法学史料や周辺大学の学籍簿を調査・利用して、プロソポグラフィーの手法によって引き出された事実である。それによれば、参審人と都市参事会員は同一家系に属しているか、少なくとも都市上流層に属しており、どちらの団体をも経験する者がいたこと、かつ参審人団の構成員には法学部卒業生や出身者がいたことが明らかとなり、従来の研究において主張されていた対立関係にある参審人団と都市参事会という像、またローマ法の浸透により参審人団は衰退・消滅したとの見解は修正を迫られることになる。加えて、この過程で纏められた12世紀以降の参審人リストは、まだ不完全ではあるものの、日本におけるドイツ中世都市法研究に対してだけでなく、特にドイツ本国においてさえ新たな知見を提供し得る豊かな材料を含んでいる。この点がD A A Dによる留学の最大の成果といっても良いであろう。

次いで、従来のマクデブルク参審人団消滅原因論への疑問の提示のうち、新たな視点として宗教改革の重要性を指摘した点も評価される。従来の研究では、消滅原因として領封政策の進行やローマ法の浸透が挙げられていたが、それぞれ決定的な理由とはならないことを論じた上で、むしろ宗教改革の存在がマクデブルクにとっては重要であることを説得的に論ずる。すなわち、宗教改革の流れの中で、マクデブルクがプロテスタント都市となった結果、それまで法教示を与えていた周辺のカトリック都市から法に関する調査・依頼がなくなってしまったこと、そしてカトリック軍たる皇帝軍の標的となったマクデブルクが徹底的に破壊されただけでなく、皇帝により設置されたことを権威の重要な源としていたところその権威も失われていったことを指摘した点が重要である。

もちろん、論文全体の構成や制度論と歴史論との相互関係など、再検討すべき箇所も存在する。しかし、これらは、著者の論文全体の評価を変えるものではない。特に史料の再発見だけでなく新発見もあること、加えて、プロソポグラフィーという新たな手法を採用して一定の範囲で成功裏に結果を引き出していることは、法制史家としての能力を充分うかがわせるものである。

以上の次第で、本論文は、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成23年1月27日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。